

# 非常変災による臨時休業について

令和2年7月改訂版

- (1) 警報または特別警報が、県内の全域、または奈良市・生駒市を除く北部のいずれかの市町村名で発表された場合
  - ① 午前6時現在で警報または特別警報が発表されている場合は、自宅で待機する。
  - ② 登校中に警報または特別警報発表の報道を確認した場合は、直ちに帰宅し、自宅待機する。ただし、学校へ避難する方が安全と判断すれば、速やかに登校する。
  - ③ 午前11時までに警報または特別警報が解除された場合は、安全な方法で登校する。午前11時までに警報または特別警報が解除されなかった場合は、臨時休業とする。
- (2) 警報または特別警報が、奈良市・生駒市・南部のいずれかの市町村名で発表された場合
  - ① その地域に居住している生徒は、(1)の①～③に従う。
  - ② それ以外の地域に居住している生徒は、十分に注意して登校する。

## 《定期考査への対応》

考査の期間中に警報または特別警報が発表された場合は、次のとおり対応することとする。

- (1) 警報または特別警報が、県内の全域、または奈良市・生駒市を除く北部のいずれかの市町村名で発表された場合
  - ① 午前6時現在で警報または特別警報が発表されている場合は、自宅で待機する。
  - ② 登校中に警報または特別警報発表の報道を確認した場合は、直ちに帰宅し、自宅待機する。ただし、学校へ避難する方が安全と判断すれば、速やかに登校する。
- (2) 警報または特別警報が、奈良市・生駒市・南部のいずれかの市町村名で発表された場合
  - ① その地域に居住している生徒は、(1)の①～②に従う。
  - ② それ以外の地域に居住している生徒は、十分に注意して登校する。
- (3) 午前6時から午前9時の間に、奈良市・生駒市を除く北部の市町村名で発表されていた警報または特別警報がすべて解除された場合
  - ① 当日の考査を、午後1時から実施するので、安全に十分留意して登校すること。ただし、登校が困難な場合や危険と判断した場合は、自宅で待機し、その旨を学校へ連絡すること。
  - ② 奈良市・生駒市・南部のいずれかの市町村名で警報または特別警報が発表中の場合、その地域に居住する生徒は自宅待機とし、考査については別に指示する。
- (4) 午前9時現在、県内の全域、または奈良市・生駒市を除く北部のいずれかの市町村名で警報または特別警報が発表中の場合学校は臨時休業とし、考査日程は延長して当該日の考査はその最終日に実施する。

## (参考)

- ① 発表される警報または特別警報の種別  
暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 洪水警報 大雪警報  
大雨特別警報 大雪特別警報 暴風雨特別警報 暴風雪特別警報
- ② 奈良地方気象台の発表細分区域

上記の「北部」にあたる地域	
北西部	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 生駒郡 磯城郡 高市郡 北葛城郡
北東部	宇陀市 山辺郡(山添村)
五條・北部吉野	五條市北部 吉野郡(吉野町 大淀町 下市町)
上記の「南部」にあたる地域	
南西部	五條市南部 吉野郡(野迫川村 十津川村)
南東部	宇陀郡(曾爾村 御杖村) 吉野郡(黒滝村 天川村 下北山村 上北山村)
	川上村 東吉野村